

令和8年2月27日

ガス事業法第48条第1項ただし書の規定による
託送供給約款制定不要に係る承認について

九州経済産業局長から、西日本ガス株式会社（法人番号 5290001053105）、南日本ガス株式会社（法人番号 5340001008697）、南海ガス株式会社（法人番号 4340001010679）、唐津瓦斯株式会社（法人番号 2300001007111）、天草ガス株式会社（法人番号 5330001015059）、阿久根ガス株式会社（法人番号 7340001011682）、株式会社エコア（法人番号 8290001014649）、第一ガス株式会社（法人番号 7310001000977）、直方ガス株式会社（法人番号 5290801014264）、山鹿都市ガス株式会社（法人番号 2330001010335）、出水ガス株式会社（法人番号 5340001011692）、伊万里ガス株式会社（法人番号 7300001005498）、飯塚ガス株式会社（法人番号 8290001045347）及び九州ガス株式会社（小浜地区）（法人番号 3310001007919）、によるガス事業法第48条第1項ただし書の規定による託送供給約款制定不要の承認申請に関する、ガス事業法第177条第1項第10号の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、「ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成12・09・28資第8号。その後の改正を含みます。）」における当該承認に係る審査基準に照らし、当委員会として検討を行った結果、当該承認申請について、承認をすべきと考えられるため、別紙のとおり九州経済産業局長に意見を回答いたしました。

(別紙)

経 済 産 業 省

公 印 省 略
20260219九州第15号
令和8年2月27日

九州経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

託送供給約款制定不要に係る承認について（回答）

令和8年2月19日付け20260213九州第10号により、貴職から当委員会に意見を求められたガス事業法第48条第1項ただし書の規定による託送供給約款制定不要に係る承認については、承認することに異存ありません。